

## 【 10月の予定 】

8日(木) : にこにこサロン(作品づくり)  
10:30~  
22日(木) : にこにこサロン(作品づくり)  
10:30~



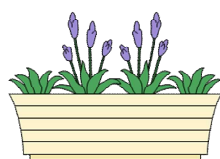
## 今月の人権カレンダー

【10月】

高齢者雇用支援月間  
健康強調月間  
体力づくり強調月間  
食品ロス削減月間  
赤い羽根共同募金運動  
(~R8. 3. 31)  
・世界高齢者デー 1日

## 成人育成事業

## 寄せ植え教室



第37回福吉解放文化祭

(11月13日(金) ~ 15日(日)開催) を彩る  
かわいい寄せ植えを作ってみませんか?



【日 時】 11月 4日(水) ~ 11月 6日(金)  
各日 10:00~16:00

※ 上記日程のうちご都合の良い時間にお越し下さい。

【場 所】 はばたき人権文化センター

【内 容】 寄せ植え教室 プランター・植木鉢等をご持参ください。

※花苗が7ポット程度入る大きさのもの



【参加費】 500円

【定 員】 15名 ※定員に達し次第締め切ります。

申込み・お問い合わせは・・ はばたき人権文化センター ☎22-0232

生活で困っていることはありませんか? ごはんを食べていますか? 眠れていますか?

家族のこと・お金のこと・就職のこと・将来への不安など、どんなことでもどうぞ  
悩んでいることがあれば1人で抱えこまずにご相談ください。相談された内容は  
秘密厳守いたします。はばたき人権文化センターまでご相談ください。



差別落書きや差別発言などに遭遇  
した場合は、倉吉市人権政策課、  
又は、最寄りの人権文化センター  
までご相談ください。

倉吉市市民生活部人権政策課 Tel0858-22-8130

はばたき人権文化センター Tel0858-22-0232

はばたき人権文化センターだより

# はばたき

発行:はばたき人権文化センター

住所:〒682-0872

倉吉市福吉町2丁目 1514-7

電話:0858-22-0232(FAX兼)

E-Mail:habataki@ncn-k.net



10月号 No.454 (2026年10月1日発行)

## 第37回福吉解放文化祭

日時 : 令和8年11月13日(金)~11月15日(日)

9:00~17:00 (最終日は14:00まで)

主催 : 福吉解放文化祭実行委員会

今年も例年通り、3日間の開催となります。近隣住民の方々の作品や、保育園・認定こども園・  
小中学校や学習会の子どもたちによる作品の展示の他、15日(日)には毎年おなじみの模擬店  
出店もあります。

文化祭の開催を通じて地域の絆を深め、豊かなまちづくりにつなげていきましょう!

皆さまのご参加・ご来場をお願い致します。

文化祭の詳細は、はばたき館報11月号・別途案内チラシにてお知らせいたします。





## にこにこサロン 隔週 木曜日 10:30～

◆お住まいの地域に関係なく、お気軽にお越しください◆

### 2026年度年間テーマ：集う・食べる・笑うは元気のもと！にこにこサロン

#### 活動報告

#### ◆9月3日(木) 作品づくり

9月最初のにこにこサロンは作品づくりでした。PPバンドの小物づくりには数名の方が挑戦しました。意外に難しい！と職員のサポートを受けながら必死に取り組み、お昼ごはんの時間になってもやめられない熱中ぶりでした。ごはんの後も挑戦を続ける方もいて、あっという間に時間が過ぎていきました。



#### ◆9月17日(木) 健康チェック・健康教室



明倫・小鴨地域包括支援センターにお世話になり、健康チェックを実施しました。身長・体重に一喜一憂しつつ、握力や片足立ちなどの測定を通じて自分の今の体の状態を知るよい機会となりました。

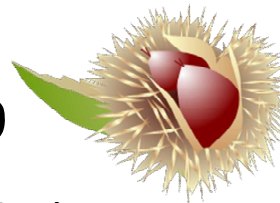
その後は食生活推進員さんによる介護予防食の紹介。作っていただいた食事を食べながら、1日の必要カロリーや適正な塩分量などの説明を聞きました。フレイル予防には「栄養管理が大切」であること、一番の予防は「社会との関わりを持つこと」という説明に、皆さん大きくうなずいておられました。

10月の  
にこにこ  
サロン



#### ◆10月8日(木)10:30～作品づくり

#### ◆10月22日(木)10:30～作品づくり



両日とも文化祭に向けた作品づくりを行います。共同作品の企画・制作や個人作品の仕上げなど、手を使い、頭を使いながら、おしゃべりと昼ごはんを楽しめる会にしますので、お気軽にお越しください。

※詳しくは別紙チラシ(回覧・配布)をご覧ください。

会 場： はばたき人権文化センター 参加費： 200円(昼食代)

### 8月25日(火) 子ども料理教室を開催しました！



夏休みも終わりに近づいた8月25日、子ども料理教室を開催しました。今回は包丁を使わず、家にあるもので手軽に作れるメニューとして、おにぎらずと簡単スープに挑戦！おにぎらずに挟むオムレツを焼いたり具材を準備して、手でぎったレタスや裂いたかにかまぼこと卵をスープにして準備完了です。

それぞれが2個ずつ、好きな具材を挟んで海苔とラップで包みました。カットし断面を見せると色鮮やかなおにぎらずの完成です。作ったスープと一緒に美味しくいただきました。

「食」の大切さやグループ活動でのマナーを学び、仲間づくりの機会や居場所を提供する事業として、子ども料理教室をもっと楽しいものにしたいと思います。



## インターネットへの根拠のないうさや偏見の掲載

～それは悪質な差別行為です！～

鳥取県は7月に、「インターネット上の人権侵害に関する相談状況」を公表しました。これは、改正された鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づき、今年1月から6月までの相談を集計したものです。寄せられた相談は延べ22件で、投稿削除につながったのは6件でした。反対に、運営事業者が削除要請に応じなかったケースは9件ありました。(※1)

法務省も今年3月に、2025(令和7)年中の全国の人権侵害相談状況を発表しています。新規に救済手続きを開始した相談で、インターネット上の人権侵害事件は1,569件ありました。相談件数は前年と同じくらいで、高水準で推移しています。(※2)

【参考文献】

※1…2026年7月23日付 日本海新聞

※2…法務省 令和7年における「人権侵犯事件」の状況について



### 現実社会への影響

インターネット上には、被差別部落に対する根拠のないうさや偏見、差別的情報が氾濫しています。さらには、真偽も確かめず、差別情報を拡散する人がいます。

実際に、インターネットの差別情報をもとに直接、相手に差別言動を行う事象や役場に「そこが被差別部落かどうか」を問い合わせる事象が発生しています。インターネット上の差別情報が、現実社会で差別行為として表れています。

インターネット上だけの問題ではありません。

### 「インターネットへの被差別部落の明示」事案

(法務省『令和7年における

「人権侵犯事件」の状況について』より)

動画投稿サイトに、特定の地域を散策しながら、この地域が同和地区であると指摘する動画が掲載されているとして、法務局に情報提供があった。

法務局が調査した結果、当該動画は当該地域の居住等のプライバシー又は私生活上の平穏を侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該動画の削除要請を行ったところ、当該動画が削除されるに至った。



### 「鳥取県内の被差別体験聞き取り」より

60代男性 2012年

私の職場に、『息子の付き合っている女性の出身地が同和地区かどうかについて』の問い合わせが、県外の方からありました。

「なぜ、そのようなことを調べる必要があるのか」と尋ねると、「インターネットで見ると、同和地区とされた地域と相手の娘さんの出身地が同じなので、このまま2人の結婚を認めていいのかわからない不安になって調べている」とのことでした。

「その内容には、お答えできかねます。身元や出身を調べて息子さんと相手の女性の結婚に反対することは、差別につながります。もっと相手の女性の人間性で評価してあげることではできませんか」と伝えると、「それはわかっているんですが・・・」と言って、しばらく沈黙した後、電話が切れてしまいました。

インターネット・SNSの普及によって、今は誰でも気軽に情報を発信することができます。でも、一度投稿した文章や画像は、簡単に削除することが出来ないことを絶対に忘れないでください。あなたのその投稿は、他者の人権に配慮ができていないか、投稿ボタンを押す前に一度振り返って考えるようにしましょう。